

国民健康保険税

改正点にご注意を

平成20年度の国民健康保険税が、次の通り改正となりました。

後期高齢者支援金分の創設

0歳から74歳までの国民健康保険加入者は、後期高齢者医療制度を支援するため、従来の医療保険分・介護保険分（40歳以上65歳未満）に加え、後期高齢者支援金分を合算して納付することになりました。

なお、平成19年度の医療保険分の税率と、平成20年度の医療保険分と後期高齢者支援金分を合算した税率は変わりません。

税率および限度額の改正

国民健康保険税は、被保険者間の負担の公平を図るよう、税率と賦課限度額を決定していますが、医療費の増加により負担が集中する中間所得者への配慮などから、地方税法が改正されました。それにより、平成19年度の医療保険分の賦課限度額56万円が、医療保険分47万円、後期高齢者支援分12万円とした合計59万円になりました（表参照）。国民健康保険税は、世帯主



平成20年度国民健康保険税税率および税額（A～Hの合計が1年間の納付総額）

区分	課税対象額		19年度	20年度
	医療保険分	A 所得割	前年中の所得金額－基礎控除額（33万円）	7.80%
	B 資産割	土地および家屋の固定資産税額	37.50%	37.50%
	C 均等割	加入者（被保険者）一人当たり	18,000円	9,000円
	D 平等割	一世帯当たり	18,000円	18,000円
	A～Dの合計に対する限度額		560,000円	470,000円
後期高齢者支援金分	E 所得割	前年中の所得金額－基礎控除額（33万円）		3.00%
	F 均等割	加入者（被保険者）一人当たり		9,000円
	E＋Fに対する限度額			120,000円
介護保険分	G 所得割	前年中の所得金額－基礎控除額（33万円）	1.20%	1.20%
	H 均等割	加入者（被保険者）一人当たり	12,000円	12,000円
	G＋Hに対する限度額		90,000円	90,000円

が納税義務者です。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも納税義務者はその所得は保険税の計算には含まれません。

国民健康保険税の特別徴収

被保険者が金融機関の窓口で保険税を支払うなどの手間をかけないようにする観点から、保険税を年金から支払う仕組みを設け、平成20年10月15日から実施されます。

この支払い制度の対象は、被保険者全員が、65歳から74歳まで（世帯主も含む）の世帯の世帯主となります。

世帯内に75歳以上の後期高齢者医療制度に加入する人がいる場合や、世帯内の65歳未満の全員が会社の健康保険などの被用者保険に加入している場合も対象となります。

また、後期高齢者医療制度と同様、年金額が年額18万円（月額1万5千円）未満の場合、介護保険料と合わせた保険税額が年金額の1/2を超える場合は、年金からの徴収の対象とはなりません。

10月、12月および翌年2月に年金から支払う保険税額は、原則として平成20年9月までの間に納めた額を差し引き、それを3等分した金額です。

年金から支払う保険税額の決定通知書は、7月中旬に納税義務者へ送付します。

問 税務課市民税班 ☎73・0087

後期高齢者医療

保険料の納め方

平成20年度後期高齢者医療保険料額が決定されましたので、7月15日以降に「保険料額決定通知書」を送付します。

保険料の納め方

特別徴収：年金天引きによる納付（4月、6月、8月、10月、12月）

・年金が一定額以上の人は、4月、6月、8月支給分の年金から保険料仮徴収額が差し引かれます。また、今回の決定額により、引き続き10月支給以降の年金から自動的に差し引かれます。

普通徴収：窓口での納付（7月から翌年2月までの8期割）

・年金が一定額未満の人などには、「保険料納入通知書」を同封しますので、近くの指定金融機関で納めてください。

口座振替を希望する人は、口座振替の申し込みが必要で、口座のある金融機関・ゆうちょ銀行の窓口、通帳・通帳届出印・納入通知書を持参して申し込みをしてください。

制度に加入する直前に被用者保険（会社の健康保険や共済組合など）の被扶養者であった人：平成20年4月から9月までの保険料はかかりません。平成20年10月から平成21年3月までは、保険料の9割が軽減されます。保険料の納め方は、原則10月以降に支給される年金からの「特別徴収」となります。また、年金が一定額以下の人は「普通徴収」となります。

被用者保険の被扶養者であった人へ：「保険料額決定通知書」で保険料額が1、600円に軽減されているか確認し、軽減されていない場合は、申し出てください。

3月まで被用者保険の本人であった人：原則7月から「普通徴収」となります。年金が一定額以上の人は、10月から「特別徴収」となります。

「後期高齢者医療被保険者証」の一部負担割合変更
 ・平成20年8月1日からの一部負担割合（窓口負担割合）は、平成20年度（19年分所得）市県民税の課税所得により判定します。一部負担割合が変更になる人には、7月中旬に新しい「被保険者証」を送付します。なお、「旧被保険者証」は、返却してください。

問 市民課保険料班 ☎73・0086

道路交通法が一部改正



改正の主なポイントは次の通りです。

普通自転車が歩道を通行できる場合

「歩道通行可」の標識などがあるとき 児童・幼児・70歳以上の高齢者が運転する場合 車道を通行することが危険なとき

普通自転車で歩行者用信号機のある横断歩道が通行可能に
歩行者の通行を妨げるときは、降りて押して渡る 自転車横断帯があるときは自転車横断帯を通行する

ヘルメットの着用は保護者の努力義務
児童・幼児に自転車を利用させるとき 補助いすなどで保護者などの自転車の乗車装置に幼児を同乗させるとき

後部座席でのシートベルト着用が義務化
後部座席のシートベルト着用が努力義務から義務化に
75歳以上のドライバーに高齢者マークの表示を義務付け
75歳以上に義務化、70〜74歳は努力義務

聴覚障害者の免許取得範囲

が拡大

ワイドミラーなどの装着を条件に普通自動車免許取得が可能(普通乗用自動車に限る) 運転する

場合は「聴覚障害者標識」の表示が義務化



聴覚障害者標識

問環境生活課 ☎73・0088

環境汚染を防ぐため

浄化槽を清掃しましょう



浄化槽は、定期的に清掃汚泥引き抜きを行わないと、槽内に汚泥などがたまり、悪臭の発生や河川などを汚染する原因となります。

東総衛生組合の許可を受け、た次の業者に依頼して適切に清掃をしてください。

なお、浄化槽は1年に1回以上の清掃が法律で義務付けられています。

清掃許可業者

- (株)トソーエンバイテック(匝瑳市) ☎72・4231
- (株)加藤設備(旭市) ☎63・8277

介護保険料額が決定

平成20年度分の介護保険料額が決定し、7月15日以降に保険料額決定通知書が皆さんの自宅へ送付されます。

介護保険料の納め方には特別徴収と普通徴収の2通りの方法があります。
・特別徴収の人は、年金から自動的に介護保険料が差し引かれますので、改めて保険料

を納める必要はありません。

・普通徴収の人は、封筒の中に納入通知書が入っていますので、近くの金融機関で納期限までに納めてください。また、口座振替の人は、毎月末に口座から保険料が引き落とされますので、残高を確認してください。

4・5・6月に65歳になった人は、今年度から介護保険料が直接かかりますが、最初は年金から保険料が引かれませんが、納入通知書で、近くの

- (株)旭住宅旭市 ☎63・8150
- (株)五十嵐商会海匠営業所 横芝光町 ☎84・1119
- (有)光クリンセンター (横芝光町) ☎84・2244
- 旭衛生センター(株)(旭市) ☎63・9551
- (有)いしげ水質管理センター (旭市) ☎63・2282
- (有)銚子浄化槽管理センター (匝瑳市) ☎73・3840
- (有)ユート・アメニティ (横芝光町) ☎84・3270

問東総衛生組合旭クリンパーク ☎62・0794、光クリンパーク ☎84・0409

夏の交通安全運動

7月20日(日)〜31日(木)

夏休みは、海水浴などによる交通量の増加や、開放感から誘発される事故の多発が予想されます。楽しく夏休みを過ごすために、交通ルールとマナーを守り、事故を防止しましょう。

運動のスローガン
〜 広げよう どうぞの気持ちと 車間距離
〜 締めたかな 後ろの席もシートベルト
〜 運動の重点目標
子どもと高齢者の事故防止
・ドライバーはスピードを落とし、安全運転
・道路の横断は、一度止まっ

金融機関で納めてください。
普通徴収の人は、口座振替を利用すると納期ごと納めに行く手間が省けて便利です。申し込みは、口座のある金融機関・郵便局などに、通帳届出印・通帳・納入通知書を持参し、窓口で申し込みます。

災害や著しい所得の減少などで保険料が納められないときは、市民課保険料班に相談をしてください。

問市民課保険料班 ☎73・0086

て左右の安全確認
・夜間の外出は、反射材などを身に付け自身の安全確保
すべての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の徹底
・改正道路交通法の施行により全席での着用が義務化
自転車の安全利用の推進
・歩行者にやさしい運転を(信号無視・一時不停止・二人乗り・無灯火・並走などの危険)
・迷惑運転はやめましょう
飲酒運転の根絶と速度超過など悪質・危険な運転の防止
・飲酒運転は「しない・させない・見逃さない!」
問環境生活課 ☎73・0088